

総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和6年12月10日(火曜日)
午前9時30分～午前10時46分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 山中佳子 委員長 山下安憲 副委員長
竹岡昌治 委員 岡山 隆 委員
杉山武志 委員 村田弘司 委員
石井和幸 委員 三善庸平 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
荒山光広 議長
- 6 出席した事務局職員
岡崎基代 議会事務局長 石田淳司 議会事務局議事調査班長
寺埜真輔 議会事務局庶務班長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
志賀雅彦 副市長 河村充展 観光商工部長
早田 忍 上下水道局長 竹田龍也 観光政策課長
別府泰孝 商工労働課長 吉村昌展 施設課長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（山中佳子君） ただいまより、総務企業委員会を開催します。

議長、報告事項などありましたらお願いします。

○議長（荒山光広君） 特にございませぬ。よろしくお願ひします。

○委員長（山中佳子君） 本会議において、本委員会に付託された市長提出議案6件について審査しますので、御協力願ひします。

執行部及び委員の皆さんには、簡潔な説明と質疑に努められるようお願ひします。それでは、審査を始めます。

最初に、議案第122号及び議案第123号は関連がありますので、会議規則第88条に基づき一括議題とします。執行部より説明を求めます。別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） それでは、一括して説明いたします。

このたびの施設使用料の改正は、平成24年4月策定の使用料・手数料見直しに関する基本方針によるものです。

この基本方針では、使用料・手数料の設定における基本的な考え方として、受益と負担の公平性の確保、算定方法の明確化、減免規定の適正化、そして、定期的な見直しの実施の4つのポイントを掲げております。

定期的な見直しの実施については、おおむね4年に一度としており、前回の改正を令和3年4月に行っていることから、令和7年4月からの改正を行うため、このたび関係条例の一部改正を行うものでございます。

使用料の算定方法は、過去3年間の施設維持管理費を基に、施設に占める貸出対象面積の割合、年間使用可能時間、性質別負担割合を考慮して算出しています。

また、算出した結果が現行額の1.5倍を超えるときは、激変緩和措置として、現行額の1.5倍を上限としております。

個々の施設における改正内容につきましては、新旧対照表を御覧いただければと思います。

なお、これらの条例の施行日は、令和7年4月1日とするものです。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 説明が終わりました。各議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、各議案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、採決に入ります。

最初に、議案第122号美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。執行部より説明を求めます。吉村施設課長。

○施設課長（吉村昌展君） それでは、説明します。

このたびの補正予——補正につきましては、令和5年度分の消費税額の確定により消費税還付金額が減少したため、歳入において雑入を減額する一方で、一般会計繰入金を追加するものであります。

補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

2歳入において、5款諸収入・1目雑入において618万5,000円を減額しています。これは、令和5年度分の消費税還付金が令和5年度の事業量の減少に伴い、消費税還付金が減額となったものです。

これにより、4款繰入金・1目一般会計繰入金において618万5,000円を追加しています。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正について、第1条歳入歳出予算の総額を3億4,472万円とするものであります。

説明は以上です。

○委員長（山中佳子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 本案の補正は今聞いたとおりでございますが、極めて小さい予算規模ですね、ですが、施設整備費は当初予算で7億4,000万ぐらい組んでありました。10月議会において、それを減額補正してですね、現在は3億ちょっとぐらいの予算があるんじゃないだろうかというふうに思っております。

そこで、委員長にちょっとお願いなんです、さきの本会議において、秋吉のコミプラについて、ちょっと質問が足らなかったまんまで即決になりました。そこで、ちょっと関連質問をさせていただきたいと——いただきたいなと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○委員長（山中佳子君） 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 許可します。

○委員（竹岡昌治君） それでは、委員の皆さんからいいということですので、関連質問させていただきます。

先日の本会議です、総工費が27億円かかるということだったんですね。そして、しかも今回出て、議案が協定を結ぶのに17億かかるという議案でございました。

先ほどのように、条例改正みたいなんです、数千、数万円ぐらいの規模の変動じゃなくて何十億ということなんです。したがって、もう少し深掘りをしたらというふうに思っております。

そこです、当日、代表者会議、それから議運で即決ということが決まっておりましたので、当日、議長が不在だったんで、副議長が議長職をやられたと。その中で、最終的には皆さんにお諮りをいただいて、議員の皆さん方の理解を私は得られなかったということで認識しておりますが、即決事項となったわけでありまして。

今日、お尋ねしたいのはですね、1点目は、地方自治法第2条の15号に書いてあります規模の適正、これについて、若干疑義があるわけですね。処理能力が1日

680立米、議会に説明を受けたのは、全くその根拠についてもなかったと私は思っております。なぜ680立米なのか。現時点でもですね、不明水処理を入れてもマックス600立米なのに、観光客が幾ら見てあるのか。

それからもう1つ、非常に疑問に思ったのは、担当課は人数で計算したと、70人とおっしゃったんですね。市長答弁は70戸とおっしゃったんです。どちらが本当なのか。

いわゆる汚水処理の構想を見させていただきました。そうしますと、大体元年頃が80人ぐらいの想定だったと思うんですね。それから減ってきて、計画組んだのが72名ぐらいの頃に組んでおられます。現在は70人、そのことにおいて、本当に680立米の処理能力があるのかどうか。この辺について、実は調べさせていただきましたが、議会に対しては何ら説明がないんですね。

皆さんのタブレットで、もし事務局よろしかったらですね、汚水処理の計画書の75ページを配信していただくとありがたいんですが。できますか。75ページ、我々にこの広谷のコミ——コミプラって言ったほうが、日頃言ってますからやりやすいんですが、広谷のコミプラ、75ページをちょっと見ていただきたいと思うんですね。秋吉地区の秋吉広谷処理区への接続検討と書いてあるんです。

ここでは、これちょっと私の文章の解説が下手なのかどうか分かりません。よくこの意味が分からないんですね。とりよによっては、秋吉地区も入れ込むということなのか。最後にどこかに書いてありました。検討すると書いてありました。よくこの辺が分かりませんでした。

ただ、経済比較の考え方というところで、浄化槽といわゆる下水道処理施設を使った場合の、これ美祢市ですよ、全体のランニングコストの計算ではなくて、美祢市自体が負担するランニングコストが非常に安くつくということで、区域を定められたんじゃないかというのがここで読み取れるんですが。

その中でですね、2段目に、広谷——秋吉広谷浄化センターは従来のとおり建設しとか1行なんです、ほんの。あとないですよ、調べてみましたけど。我々議会に対しては、何らこの辺の事業の経緯については説明がないんです。いろんな探してみましたが、計画が見つかりません。また、説明を受けた記憶もないんですね。

ただ、これについては、概要版の4年の2月、だから3月議会前にですね、概要版についてはお聞きしたんです。お聞きして、於福と広谷ですか、いや広谷じゃな

かった、秋吉地区ね。ランニングコストが浄化槽のほうが安くつくということで、特別に2か所浄化槽でやるという基本方針を決めておられます。これは、あくまでも美祢市自体のランニングコストであってですね、全体の皆さんのランニングコストではないというふうに私は読み取ったわけですね。誠に身勝手な話だなあと、住民福祉はどっち向いたんかなという気がしたわけでありませう。

それはちょっと置いときましてね、まず、70人で計画組んだ、市長は70戸とおっしゃった。そうすると全部単独所帯になっちゃう。数年もしたら半減してしまうと、こう私は思うんですよ。だから、そんなことはないだろうなというふうに思いますが、その辺も含めて、コミプラの処理量680立米をどのように計算されてやられたのかお尋ねをしたい。それが、地方自治法でいう適正な規模なのかどうかという検証をして——説明をしていただきたい。

まず2点ありますから、1点目はそこで終えたいと思います。

○委員長（山中佳子君） 吉村施設課長。

○施設課長（吉村昌展君） それでは、竹岡委員の御質問にお答えします。

まず、処理人口の件でございますけれども、70人が正解でございます。

続きまして、汚水処理能力680立方メートルとした根拠になりますけれども、汚水処理能力は対象地区の計画1日最大汚水量から設定しており、計画1日最大汚水量とは、生活汚水量、営業汚水量、観光施設汚水量、地下水量を積み上げて算出しております。

汚水処理能力680立方メートルの内訳は、生活汚水量が20立方メートル、営業水量が10立方メートル、観光施設汚水量が640立方メートル、地下水量が10立方メートル、合計680立方メートルとなります。

観光施設汚水量640立方メートルにつきましては、過去の実績値から1日平均の観光施設汚水量や1日平均の秋芳洞入洞者数——すみません。秋芳洞入洞者数——秋芳洞入洞者数の月ごと日ごとの変動を考慮して算出しております。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 観光人口何人で計算したの、640立米というのは。私もそれなり——素人なりに計算したんですよ。

というのは、これは参考になるかどうか分かりません。生活雑排水とはというこ

とで、いわゆる1日当たり今おっしゃったとおりですね、1人当たり20立米というのは。これは——ごめんなさい、200リットル。立米じゃなかった、200リットルですね。で、観光客は1日中そこで生活してるわけじゃないんです。ましてや、秋芳洞に来られる方、あるいは秋吉台に来られる方、そんなに1日もいらっしやらない——いらっしやいません。しかも200立米——200リットルのですね、少なくとも33%という数字があるんですね。これがし尿の関係なんです。

そうしますとね、私がこういう、これ、どこが出してますかね、これは、財団法人日本環境整備教育センターが出してる数値です。これから計算しますとね、観光客は仮に1日1万人来た想定しても、計算してみたら320立米なんです。したがって、さっきもあったように、地下水、いわゆる不明水がもし入ったときに困るんで、いろんなことを計算しましても350立米でやれると。なぜ680立米かというのは、ちょっとクエスチョンなんですね。

それからもう1つ、市長が本会議場で答弁を仮に間違ったら、担当課が気が付いたんじゃないんですか、私でさえ気がついたんやから。そうすると、やっぱし是正をそこでしとないとですね、住民の皆さんは、えっ、70戸もあるの、対象が、となると思いますよ。市民の皆さんもそう思う。だから、即そこで、やっぱり首長が間違えたら訂正すべきだと私は思います。これはもう原課の役割だと思うんですね。

で、議員の皆さんも70戸か70人なのか、一体どっちなんと、計画読ましていただいたら、処理人口で計算をしていくところ書いてありました。

確かに、私の指標で計算しますとね、1万人の観光客、1日おるわけじゃないでしょう。言ったら悪いけど何時間です。そのよしんば、1日24時間の半分——3分の1見ても計算したんです。3分の1で計算やりました。ただ、観光客が増えると観光従業者が増えると、従事者が、この計算はちょっとお積りをしただけで計算しました。それでも350立米であると。いかがなんですか。どういう計算なんですか、六百何十立米っちゃうのは。何を基に計算をしてるんですか。観光客が24時間いらっしやるんですか。お答えは後からにしてください。

もう一遍のほうをちょっとしてみたいと思うんですね。お互いに適正規模であるかどうかという検証はしたいと思うんですね。

なぜかっていったら、大きな事業費がかかるわけですから、必要のない昭和の時代に投資したからそのまんまをやりますというんじゃあ、あまりにも自治体経営と

いうことを考えていらっしやらないと。子育てをするときに子どもの部屋もあった。だから、それを建て替えるときに同じものを建て替えると、こうおっしゃるのと一緒なんですよ。やっぱり高齢所帯になったら、それなりの家を建て替えるというのが本当だろうと思うんですね。したがって、その辺の検証をもう一度説明をしていただきたいと思いますし。

それからですね、次は地方自治法の2条の14ですね。これ、住民福祉の増進を最少の経費で最大の効果を上げると、そう書かれてるんですよ。本当に最少の経費なんですか、必要以上のものをつくられる。

それから、ちょっと財政のほうにも入りたいと思うんですが、当日、答弁を私、質問しましたよね、幾らの処理収益が入るんですかと。750万とおっしゃったんですよ。5年度の決算は400万ですよ。プラス観光が二百何万の収益、ということは、観光客が増えるという計算の基だろうと思うんですが、いわゆる立米当たりのコスト、これが地方公営企業会計に移行するんでしょう、供用開始と同時に。どうなんですか。

○委員長（山中佳子君） 早田上下水道局長。

○上下水道局長（早田 忍君） 竹岡委員の御質問にお答えします。

現在進めております秋吉広谷浄化センターの整備工事が実施しま——完了した後は、速やかに——速やかに企業会計に移行したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますとね、減価償却がどの程度かかるのか、あるいは立米当たりのコストがどれぐらいかかるのか。当日、議員の皆さんが質問がなかったんです。私はまだあったけど、もう質問の時間が終わったんで、残念ながらできませんということで終わったんですが、私はどうしても分かりませんのでお尋ねをするんですが、どれぐらいの立米当たりのコストがかかるのか。

それから、なぜ財政計画を示していただけないんですか。こんな27億ですよ。財源はどういうふうにするんだ、どういうふうこれを受益者負担として取るんだというような、いわゆるお金の裏づけは全く議会には示していただいております。他の議員さん方は納得だろうけど、私は納得できないんですよ、どうしても。これを公営企業会計にまた移行しますとね、下水道会計も即赤字なんですよ。どうやっ

ていこうというお考えなのか、さっぱり読み取れなかったんです。いかがですか。

○委員長（山中佳子君） 吉村施設課長。

○施設課長（吉村昌展君） それでは、竹岡委員の御質問にお答えします。

まず、1立米当たり、どのぐらいかかるのかということですが、令和5年度の処理費用につきましては、1立方メートル当たり951円となっております。

これは、処理場維持管理費や人件費の合計を有収水量で割ったものの値となります。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 5年度の決算はよく分かりました。立米当たり951円、とてつもない処理経費がかかっているわけですね。

ですが、これを27億も投資をするということになりますと、今度は固定資産に計上しなくちゃいけない。今まではなかよし会計やから——特別会計やから、ごめんなさい、コストをね、あんまり議員の皆さん方も言われなかったんです。今度は企業——公営企業会計でしょう、今度は言われますよ。その場合の減価償却、どの程度かかるのか。

また、対応年数はどうなのか。何も説明を受けてないんですよ。いかがなんですか。だから、それが951円——立米当たり951円がどの程度上がるのかも答えられないんですか。休憩とってください。

○委員長（山中佳子君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） ただいまの竹岡委員の立米当たりのコスト、または財政計画のところにつきましては、ちょっと休憩をいただきまして、用意をさせていただきます。委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（山中佳子君） それでは、暫時休憩します。

午前9時56分休憩

午前10時20分再開

○委員長（山中佳子君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。早田上下水道局長。

○上下水道局長（早田 忍君） 先ほどの竹岡委員の御質問にお答えをさせていただきます。

きます。

まず最初に、処理人口の件について訂正のほうさせていただきます。

70戸と申しましたけども、そこは70人でございます。

それと、財政計画につきましては、今、お手元のほうに送付をさせていただきましたが、こちらの今の財源内訳については把握をしております。全体事業費は27億7,100万、内訳につきましては記載のとおりとなっております。

次に、環境衛生特別会——当該事業については、観光衛生特別会計において、処理をしておるところでございます。

今後、下水道会計事業に移行することとしておりますことから、減価償却については、今後4,000万から5,000万程度を見込むようになるかというふうに考えており、大変厳しい経営が迫られるというふうに考えております。今後も、人口減少により下水道利用者も減少する一方、老朽化する多くの施設の更新を控えているというふうに考えています。

現在、公共下水道経営戦略の見直しを行っておるところでございます。今回のこの事業を——この事業の中に移行を見込み、見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、この経営戦略につきましては、今年度中の策定を考えておりますことから、改めて御説明のほうさせていただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 吉村施設課長。

○施設課長（吉村昌展君） それでは、先ほど竹岡委員の御質問の処理——観光污水处理施設、観光汚水量640立方メートルの算出についてになりますけれど、まず、処理能力というのは、その対象地区の1日最大の汚水量から決まってくることになります。

観光施設汚水量の算出につきましては、具体的には、まず過去の実績から観光施設の汚水量1日平均当たりを出しまして、それに観光客の月ごとの変動率、多い月の日ごとの変動率を掛けて、1日最大の観光汚水——観光施設汚水量を算出しております。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今の財源については分かりました。ですが、減価償却4,000万とおっしゃったですよね、耐用年数何年ですか。しかも圧縮記帳ですか、それとも総額主義ですか。

○委員長（山中佳子君） 早田上下水道局長。

○上下水道局長（早田 忍君） 竹岡委員の御質問にお答えします。

減価償却の耐用年数につきましては、土木については50年、管渠については50年、電気施設については20年程度、それぞれものによって違います。それで——それに基づいて、おおむね4,000万から5,000万ではなかろうかというふうに考えております。

記帳につきましては、総額記帳ということでございます。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 何が50年って。建物と……

○委員長（山中佳子君） 早田上下水道局長。

○上下水道局長（早田 忍君） 竹岡委員の御質問にお答えします。

土木工事……

○委員（竹岡昌治君） 構築物やね。

○上下水道局長（早田 忍君） 構築物ですね。

○委員（竹岡昌治君） 構築物50年……

○上下水道局長（早田 忍君） と、管渠。

○委員長（山中佳子君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） もう1回お互いに税法調べてみましょう。

ちょっと私異議があるけど、今調べてませんので何とも言えませんが、立米当たりのコストはどねえなったん。

○委員長（山中佳子君） 吉村施設課長。

○施設課長（吉村昌展君） 竹岡委員の御質問にお答えします。

処理コストは幾らかということになりますけれども、令和5年度につきましては、1立方メートル当たり951円となります。これは……

○委員長（山中佳子君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今までのことを聞いてないっちゃ。今からのことを聞きよる

んじゃあね。

○委員長（山中佳子君） 早田上下水道局長。

○上下水道局長（早田 忍君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。

ちょっと今手元に資料がありませんので、また、経営戦略を説明する際に御説明させていただきたいというふうに思います。

○委員長（山中佳子君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 分かりました。全体的にね、1回議会にきちんと説明をしてくださいね、みんなが理解できるように。

それで、ちょっと議長のほうにちょっとお尋ねします。

当日、議運で決まった、会派代表者会議で決まったということで、副議長はお諮りをいただきました、全員の議員さんに。総務企業委員会を開くか開かんかということだと思います。付託をしないで即決するかと問うたところ、多数決で即決と決まったんです。

それは、私、大いに評価できると思うんですが、議運で決まった、各常任委員会で決まった、委員会制度ですから、委員会の決議はそれなりに私は重たいというふうには思っておりますが、最終決定機関は本会議だろうと思うんですが、いかなもんですか。

○委員長（山中佳子君） 議長、どうぞ。

○議長（荒山光広君） さきの本会議において、このコミプラの議案が即決議案になったということで、これは会派代表者会議、議運で決定をしたことであります。

基本的には、議運で決まったことを本会議で流していくというのが基本だろうと思いますけども、議案の例えば即決議案の提案説明等聞いて、議員の中で、これはちょっと委員会付託したほうがいいんじゃないかという動議なりが出てね、その上で皆さんとお諮りして、委員会付託をしましょうということも方法の1つかと、できないことはないというふうに思っております。

○委員長（山中佳子君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私はね、やはりあの日に、私も最初は即決でもいいかなあと思ってたんです。で、大変失礼なんですけど、私は説明を受けながらその説明を失念してるのかなあと、どうしても記憶が戻って来ないんですね。財政計画も聞いてはないと思うんじゃけどなあとはいながらやりました。で、質問をして回答を

聞くたびにですね、これはもう委員会をやってでも議論すべきだなあと。

で、当日、私が申し上げたのは、お互いに原価意識を持つために、もう少し審議を深めていただきたい。ですから付託していただきたい。委員長も20日間が待てないかというふうにおっしゃったんですね。

私は、当日、総務企業委員会を開いて審議することが可能であったと私は思っているんですよ。その辺については、議長、どういうふうに思っているのでしょうか。

○委員長（山中佳子君） 荒山議長。

○議長（荒山光広君） 先ほど言いましたように、提案——議案の提案理由を聞きながら、当然、即決議案と言っても質疑、討論とかがありますので、そこで十分であればそうなんですけども、その過程の中において、先ほど委員言われたように、これはもうちょっと深く深掘りしたほうがいいよということになればですね、協議の上、当日総務委員会を開いて、当日即決という手もやっぱりあったというか、あるんじゃないかと思っております。

○委員長（山中佳子君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ありがとうございます。私もそう思ったんですが、動議は出しませんでした、もう。もう議運で決まった、会派で決まった、代表者会議で決まったとおっしゃったんですから、それ以上はやりませんでした、私は当然ですね、先ほどの条例改正みたいに、質問もなけんにゃあ何もない、意見もない、そんなものよりは、これを当日でも総務企業委員会で審議すべきだったんじゃないかなあというふうな気がしたんですよ。

そこで、これ、執行部も含めてお願いなんです、できればですね、こねえな重たい案件については即決じゃなくて、やっぱり十分審議する場を与えてほしいし、また、議案の出し方にも問題があるんだろうと思います。今日みたいにお聞きしても答えられん。出すのを忘れてただけじゃなくって答えられない。私は、そんな議案をね、執行部が即決出すこと自体が私は大きな間違いがあるんじゃないかと。それを受けるほうは議会ですから、できれば、先々こういう案件については通常の議案として提案をしていただきたいなと思います。

いろんな疑義についてはですね、もうこの委員会では可決し——いや、委員会じゃなかった、本会議で即決しておりますので、これ以上のことは申し上げませんが、これ以上の不明な点については、地方自治法199条監査権を行使をさせていただ

て、議会にも迷惑かけないようにちょっと調べていきたいし、一緒になって、やはり経営という視点からものを考えながらですね、コスト計算をしたり、どうやったら今度は安く運営できるか、経営できるかということが私は大事だと思うんですね。その辺で、また議会のほうに御協力を願うことがあればお願いをしたいと思います。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（山中佳子君） 志賀副市長、いかがでしょうか。今の竹岡委員の提案に対しまして、議案の出し方について。志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） ただいまの件ですが、執行部のほうもちゃんと説明ができるように準備をして、議案のほうも提出をさせていただきたいと考えておりますし、執行部のほうも即決議——議会にお願いをする期間がないとかという理由で、即決ということでお願いをするわけですが、その辺の理由もちゃんとして、今後は対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御異議なしと認めます——本案について——失礼しました。質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第99号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号令和6年度美祢市観光事業会計補正予算（第5号）を議題とします。執行部より説明を求めます。竹田観光政策課長。

○観光政策課長（竹田龍也君） それでは、説明します。

このたびの補正は、美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅

行村の指定管理に係る債務負担行為の期間と限度額の設定であります。

第2条債務負担行為について御説明します。

リフレッシュパーク及び秋吉台家族旅行村指定管理料の限度額を2億5,500万円とし、期間を令和9年までとするものであります。

説明は以上です。

○委員長（山中佳子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。三善委員。

○委員（三善庸平君） 今回、この議案に対しては賛成ではあるんですけども、この9月の定例会でも、一般質問でここの利用施設に対して、果たしてこれがリフレッシュパークと旅行村っていうものが指定管理でやるべきものなのかっていうところをちょっと質問をさせていただきました。

本当、この3年の期間でまたいろんな成果を図りながら、改めてですね、ここの施設をどうやって利用していくのか。本当、市の在り方、もう理想の在り方として、2億5000万3年間払ってこの施設を運営してもらうのか。それとも、いろんな事業者入ってもらって、本当に活用してもらうのかっていうのをいま一度御検討というか、検討していただきたいなということで意見させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（山中佳子君） そのほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第101号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてを議題とします。執行部より説明を求めます。別府商工労

働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） それでは、説明します。

現在、道の駅みとう及び美東都市と農村の交流の館については、株式会社みとう駅を指定管理者として指定していますが、令和7年3月31日で指定管理期間が満了となります。

このため、新たな指定管理者候補者の選定を公募で行ったところであり、その結果、株式会社みとう駅を令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間指定管理者として再指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

選定の経緯についてですが、まず、本年6月20日に開催された第1回美祢市指定管理者候補者選定審査会において、指定管理者の募集要項及び選定基準の策定に関する事項等が審議され、候補者の選定方法を公募とすることや指定管理期間を3年間とすること等について決定がなされました。

これに基づいて、8月30日から9月30日までの間募集を行ったところ、申請書を提出されたのは、株式会社みとう駅の1者でありました。

そして、10月21日に開催された第2回指定管理者候補者選定審査会において、申請者によるプレゼンテーション等の審査が行われ、指定管理者候補者が決定したものでございます。

なお、次ページ以降、施設や団体の概要並びに選定結果等についてお示しをしておりますが、説明については省略させていただきます。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三善委員。

○委員（三善庸平君） この株式会社みとう駅の事業内容のところ、観光用土産物の企画及び販売等、あとイベント等実施——6番のイベント等の企画というふうに書いてありますけども、これまで開発した商品だったりだとか、どういうイベントを実施してきたかみたいな分かるものがあれば教えてください。

○委員長（山中佳子君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 御質問にお答えいたします。

近年はコロナウイルスの影響であったりとか、あとは人材確保の面で苦慮されて

たりだとかということもございましたので、なかなか目立ったイベントが思うように開催できてないという状況があったようでございます。

今後につきましては、いろんな創意工夫の下、地域のイベントに積極的に参加したり、そういったことに取り組んでいきたいといったお話がございました。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） そのほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第130号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてを議題とします。執行部より説明を求めます。竹田観光政策課長。

○観光政策課長（竹田龍也君） それでは、説明します。

両施設に関する現在の指定管理期間が令和7年3月をもって満了となります。つきましては、指定管理期間を令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年とし、特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上になります。

○委員長（山中佳子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。村田委員。

○委員（村田弘司君） お伺いします。

今までもリフレッシュパーク並びに家族旅行村、大変上手に運営して来られた

と思います。ただ、施設が大変古いんで、その辺の状況ですよ。一生懸命運営されるけれども万が一事故があってもいけないし、これから恐らく秋吉台を中心として多くの方が来られることのように努力してるし、また来られるだろうと私も認識してます。

その中において、この施設が占める役割というのは非常に大きなものがあるというふうに認識してますんで、この指定管理をお出しをするからには、施設そのものについては市が見るべきものですからね。その辺のことをちょっと簡単でいいですが、それをちょっとここで開示願いたい。どういうふうな形になっておるのか。

○委員長（山中佳子君） 竹田観光政策課長。

○観光政策課長（竹田龍也君） 村田委員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、両施設とも施設については大変古くなっておりまして、老朽化が進んでいるというふうに執行部、私たちのほうも認識をしているところでございます。

施設については、この先、計画的な改善、施設の修繕なり施設改修というところを含めて計画を立てていきたい——いきたいと思っておりますし、それに基づいて、改修も進めてまいりたいというふうに思っております。

先般の議会のほうで、両施設の利用料金の改正をさせていただいたところでございます。この4月1日から利用料金が新しくなります。それらも含めてですね、財政的に少し収入が増えるところも見込まれますので、そういった部分も含めてですね、施設改修のほうにはしっかりと取り組んでいきたい、修繕のほうにも取り組んでいきたいというふうに思っております。

指定管理者とその辺は連携を密に取ってですね、事故や怪我がないような施設運営をしっかりと行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） これからね、恐らくジオパークについても国内推薦がもう決定しましたんでね、世界ジオパークになるのもまもなくだろうと思っております。

その中で、恐らくこの施設が大きな収入的な役割を担うべきだろうと思っておりますんで、今、竹田課長がおっしゃったように、十二分にここに目を行き届からして運用していただく。園田会長ですかね、中心にやっておられるんで、協力してすばら

しいものとして、世界に発信できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（山中佳子君） そのほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 説明が終わりました——失礼しました。質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第131号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御異議なしと認めます。よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議で本委員会に付託された議案6件についての審査を終了しました。その他、委員の皆さんから所管事項について何かありましたら御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時46分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月10日

総務企業委員長